

平成25年11月20日

平成25年(行サ)第3号 公文書部分公開処分取消等請求事件

上 告 人 宮 部 龍 彦  
上 告 人 宮 部 慎 太 郎  
被 上 告 人 鳥 取 市

上 告 理 由 書

最高裁判所 御中

上 告 人 宮 部 龍 彦  
上 告 人 宮 部 慎 太 郎

第1 事案の概要

本件は上告人龍彦が鳥取市情報公開条例(乙1号証)により、上告人慎太郎が鳥取市個人情報保護条例(乙3号証)により、被上告人が保有する、鳥取市下味野地区で行われたいわゆる「同和減免」に関する情報の開示を請求したところ、いずれも拒否処分(いわゆる「グローマー拒否」)とされたため、原処分を取り消しと情報の開示を求めているものである。

1 いわゆる同和減免について

本件における同和減免とは、鳥取市内の同和地区において、鳥取市長が定めた対象地域内に居住する住民が所有する物件等について、住民の申請により鳥取市長が固定資産税および都市計画税を減免した制度のことである。

2 下味野地区について

鳥取市内でも非常に有名な歴史ある同和地区である。行政区域としての下味野全体が同和地区ではない。国立国会図書館がインターネットで公開している寛政7年に書かれた歴史書「因幡誌」(甲32号証)には、因幡国高草郡下味野村の枝村「赤池」が穢多村であることが記載されており、原判決で触れられている種々の証拠から下味野の中でも旧赤池集落が同和地区であったことを確認することができる。

## 第2 上告の理由

### 1 憲法の違反

#### (1) 憲法30条および憲法84条の違反

憲法30条および憲法84条は、それぞれ法律により国民が納税の義務を負い、租税の条件は法律によらなければならない（租税法律主義）ことを定めたものである。そして、法律は公布されるものであるし（憲法7条1号）、地方自治体においては条例が公布される（地方自治法16条2号）。

このことについて、原判決P18は「憲法84条が定める租税法律主義とは、新たに租税を課す場合又は現行の租税を変更する場合には、法律又は法律の定める条件によらなければならないとする原則であって、国又は地方公共団体の行う多様な課税すべてについて、住民が他の住民全員の課税額、課税根拠を知らなければならないとすることまでをも要求する原則ではない」と判示し、さらに「同和対策減免措置の対象地域外の住民にとってその対象地域が明らかでないとしても、租税法律主義がその対象地域を明らかにすることを要請しているとはいえない」と判示した。

しかし、固定資産税については現に地方税法416条により土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿が縦覧に供され、住民が他の住民全員の課税額、課税根拠を知ることができ、税の公平性を確保するために欠かせない制度となっている。そのため、少なくとも固定資産税については憲法84条は住民が他の住民全員の課税額、課税根拠を知らなければならないところまで求めていると解されるべきである。

確かに例外的に個別に固定資産税が減免されることがあるが、例えば過疎地対策減免のように対象地域が公示されるものや、生活保護受給者や被災者に対する減免のようにどのような固定資産が対象になるのか厳密に要件が定められているものや、公民館に対する減免のように公共性がある固定資産であるために誰でも減免されているという事実を知ることが

できるようなものである。

一方、同和減免の根拠となる鳥取市税条例（乙7号証）58条4号には「特別な事情がある者の所有する固定資産」としか定めがなく、なおかつ鳥取市同和対策に係る固定資産税及び都市計画税の減免措置要綱（甲4号証）2条によれば、同和減免の対象地域は最終的には同和地区内において市長が職権で設定するものであるから、対象地域は課税の条件そのものである。そのため、対象地域を非公開とすることは、課税の条件を全て秘密にすることに等しい。例えば、新しく固定資産を取得した住民は、自分が減免の対象になる可能性があるのかどうかさえ知ることができないことになる。

すると、市長は恣意的に課税の条件を変える（例えば、同和地区内でも新たな転入者の家は対象地域から外し、対象地域外の住民にはそのことを知らせない）ことが可能となり、租税法律主義は無意味化する。

これが認められるなら、地方自治体が税の減免を恣意的に行ったとしても、とりわけ同和問題を悪用することでその事実を隠蔽することが可能になり、国民の課税業務に対する信頼を失墜させることになるのであるから、原判決の憲法違反は重大なものである。

なお、原判決には、同和減免は申請者に対してのみ減免を行うので対象地域を公開しても住民全員の課税額、課税根拠が明らかになるわけではない、具体的な対象地域のみならず、下味野という地域内に減免対象区域が存在するかどうかさえ説明を拒否する理由がない、という理由齟齬・理由不備も存在する。

## 2 原判決の理由不備・理由齟齬について

### (1) 下味野に同和地区が存在するとの情報の流布についての理由齟齬

原判決P16は下味野地区の地元有志による出版物に下味野地区の旧赤池集落に被差別部落が存在したことが記載されており、鳥取県立公文書館で何人でも閲覧できるという事実（甲18号証）、下味野地区では同和

対策事業として小集落築改良事業が実施され（甲 2 9 号証）、現在もその記念碑が現地であり、同じ場所に部落解放同盟鳥取県連合会書記長、同中央本部執行委員であった人物の銅像が置かれている事実（甲 2 2 の 1 ないし 3 号証）、校区内に下味野地区がある鳥取市立美和小学校で下味野に同和地区が存在することを明らかにすることを推奨するような教育が行われた事実（甲 2 4 証）、被上告人の広報誌「とっとり市報」に同和対策事業に関連して下味野という地区名が記載された事実（甲 3 1 の 1 ないし 6 号証、甲 3 3 号証）から「下味野地区に同和地区が存在するとの情報は、下味野地区ないし鳥取市において相当程度流布されていることは認められている」と認定した。

その上で原判決 P 1 6 ~ 1 7 は、「地方公共団体である被控訴人が特定の地区を同和地区として把握していることや、具体的に特定の地域のどの範囲、どの部落を同和地区として把握しているかなどといった情報が明らかになるとすれば（中略）当該地区が同和地区として公式に認定されたとして、当該地区の居住者や出身者の権利利益を害するおそれが更に現実化するといわざるを得ない」と判示した。

上告人は同和減免の対象区域の開示を求めたのであって、下味野地区を「同和地区として公式に認定」することを求めている。また、同和減免は平成 2 4 年度以降は完全に廃止されている（甲 1 0 号証）ため、少なくとも税務上は下味野地区が現に同和地区としての扱いをされているものではない。

一方、原判決は下味野の旧赤池集落が同和地区であるとの情報が流布されていると認定しているため、原判決自体が同和地区の存在を認定するものである。そのような認定を行うことについて、原判決が言うような弊害が存在するのなら、被上告人が認定するのも、裁判所が認定するのも変わらないはずである。しかも、原判決は「当該地区の居住者や出身者の権利利益を害するおそれが更に現実化する」としているため、現に下味野の居

住者や出身者が権利利益を害されるおそれがあると解釈でき、単に同和地区の存在を認定したに留まらないものである。従って、判決理由と判決文の存在自体が矛盾しており、齟齬があると言える。

(2) 同和地区が明らかになる情報についての理由齟齬と理由不備

原判決 P 1 4 は同和対策減免措置に関する文書について、「（被上告人が）特定の地区を同和地区であると把握しているか否かが明らかとなる性格の文書であると認められる」としている。また、同 P 1 5 では「（被上告人が公文書の開示請求に応じることにより）特定の地区を同和地区と把握していることを表明することになれば、当該地区の居住者や出身者が差別にさらされるおそれがあると認めることが相当である」としている。この2点は鳥取市情報公開条例（乙1号証）7条2号本文により不開示情報に該当するとされる「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」という要件に同文書が該当するということを説明したものである。

一方、鳥取市情報公開条例7条2号アには「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は前述の不開示情報であっても例外的に公開するとしている。これについて原判決 P 1 8 は、下味野地区の地元有志による出版物に下味野地区の旧赤池集落に被差別部落が存在したことが記載されている事実、校区内に下味野地区がある鳥取市立美和小学校で下味野に同和地区が存在することを明らかにする教育が行われた事実、同和対策事業として行われたことが公知である小集落改良事業の記念碑が下味野地区に置かれている事実を認定したが、それらについては原判決 P 1 9 で「下味野地区に同和地区があることを示唆する種々の事実はみとめられるけれども（中略）被控訴人が、特定の地域のどの範囲、どの部落を同和地区として具体的に把握しているかなどといった情報を周知し、公にしていたとの事情は、認めるに足りない」と判示した。

同和対策事業として行われた税の減免に関する情報と、同和対策事業として行われた小集落改良事業の情報は全く同じ性質のものであるのに、一方は「同和地区であると把握しているか否かが明らかとなる」とし、一方は「同和地区があることを示唆する種々の事実」とすることは、上告人が不利になるように同一の事柄について二重の基準を用いたものであって、理由齟齬にあたる。

また、前述の通り原判決P 16では同様の情報について「下味野地区に同和地区が存在するとの情報は、下味野地区ないし鳥取市において相当程度流布されていることは認められている」と述べており、情報に対する評価に一貫性がない。

なお、原判決では触れられていないが、上告人は、同和地区のための集会所が鳥取市下味野に設置されている事実が法令として公布された証拠（甲23の1号証）も提出している。小集落改良事業も、集会所の設置も、税の減免も、同和地区を対象として行われた同和対策事業であることには全く変わりがないのに、税の減免だけに違う基準を適用する理由がない。

### 3 おわりに

以上のとおり、原判決には、憲法の違反および理由不備・理由齟齬あることから、破棄すべきである。

## 付 属 書 類

- |           |    |
|-----------|----|
| 1 上告理由書副本 | 7通 |
|-----------|----|